

第 2 0 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 7 年 3 月 1 7 日開会

令和 7 年 3 月 1 7 日閉会

米沢市農業委員会

令和7年3月17日（月）午前9時30分 米沢市農業委員会第20回定例総会を米沢市役所
庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番 小関善隆 委員	8 番 樋渡由美 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員
2 番 我彦正福 委員	9 番 高山古典 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
3 番 山王堂民榮 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
4 番 佐藤政和 委員	1 1 番 江口益美 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 2 番 橋本政美 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員
6 番 木村彰博 委員	1 3 番 古畑功一 委員	
7 番 鈴木和義 委員	1 4 番 佐藤利夫 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（1名）

農 政 課 主 事 遠 藤 貴 史

会議に出席した事務局職員（7名）

事 務 局 長	柴 倉 和 典
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	丸 田 淳
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	片 山 紀 子
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|---|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第5号 | 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請について |
| 議第6号 | 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について |
| 議第7号 | 令和7年度最適化活動の目標の設定等について |
| 議第8号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 これより第20回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を2番 我彦正福委員のご発声にてよろしく願いいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

暖かいと思ったら急に寒くなって、寒暖の差が激しい時期と思います。全国的に雪が降ったり、あるいは半袖というような気候になったりと、体調にはかなり気をつけないといけない状況にあります。皆さんも体調には注意していただきたいと思います。

昨日か一昨日の農業新聞に、置賜地区の農業委員会の置農委とJAの山形おきたまと一緒に県に要望書を提出したことが載っておりました。一つは置賜地区には農業試験場のような施設が、産地研究所となって4つの地区全部にあるわけですが、置賜にはそれしかないということで置賜地区にも農業者がいろいろ勉強したり、あるいはトレーニングファームといいますか、新規就農者とかいろいろな人たちの訓練をしたりというようなところを造ってほしい、何も新しく造るというわけではなくて置賜農業高校と産地研究所ありますので、そこに造っていただけないかということを県議会の農林水産部会と県知事に要請をしたところであります。これについては、置賜地区の県議団も一緒になって要請をしたところでございます。

もう一つは、つや姫の栽培適地ということですが、温暖化の影響で山間地、適地でないと言われるところでも十分作れて、そして品質もいいんではないかということで、その拡大といいますか変更を求めたところであります。1万トンほど増やすというような話であります。その増やし方については規模を拡大するのではなくて今の中でやるというようなことを県のほうから回答があったようで、県全体の5割は庄内で、残りをほかで分けるんだというような話を聞いたところであります。ですが、置賜地区として、置賜だけでなく、最上のほうからもそういう話が出ているということでありますので、今後そういう見直しを強く求めていきたいと思っているところであります。ですが、県議会でそういう議会質問があったときに、見直しは考えていないというような話があったようで、かたくなにその条件を直しはしないというようなことを県で言っておりますが、農家からそういう声があるというようなことに対して要望をしていきたいと思ったところであります。

本日は、3月ということで忙しくありますので、スムーズによろしくお願いします。

いしたいと思います。

以上です。

根津補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日は全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第20回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、3番 山王堂民栄委員、5番 宮崎雅文委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案の訂正はございませんが、議事運営についてご提案いたします。本日は、新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定についてが、議第6号として上程となります。しかし、議第2号の農地法第3条第1項の規定による許可申請についての中に、就農者を申請人とする案件がございますので、議第1号の審議終了後、議第6号の審議を先にお願ひし、その後議第2号より順次審議をいただきますようご提案いたします。

議 長

それでは、お諮りいたします。

ただいまの事務局提案の議事運営についてご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、事務局提案のとおり議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号34号の計1件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、畑のみ9筆 2,086.00㎡です。

受理番号34号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は、昭和40年より前です。申請理由は、昭和40年頃には既に耕作

しておらず、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分しましたので報告します。

1、米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。令和7年2月13日開催の第19回米沢市農業委員会定例総会で審議されました農地法第5条第1項の案件について、受理番号第30号は一般社団法人 山形県農業会議の常設審議委員会に関わるものなので、許可相当と認める旨の答申書の日付に合わせて許可する必要があります。よって、常設審議委員会からの答申書が令和7年2月19日付であることから、下記の日付で許可しました。受理番号30号 ○○○○の1件、許可日 令和7年2月19日。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

1 3 番
議 長
1 3 番

(古畑功一委員 挙手)

13番。

古畑です。私の案件がありますので、一時退席します。

(古畑功一委員 退室)

議 長

それでは、先に受理番号62号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、のうち受理番号62号について、農地の賃貸借の合意による解約が成

立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ1筆 1, 118.00㎡です。

受理番号62号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号62号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、の受理番号62号は議案書のとおりであることを確認いたしました。

議長 13番 古畑委員の入室を認めます。

(古畑功一委員 入室)

議長 それでは、ただいまの受理番号62号を除く受理番号63号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議長 丸田主査。

丸田主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号63号の計1件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ1筆 788.00㎡です。

受理番号63号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいまのご説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、先の受理番号を62号を除く受理番号63号について議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、先の受理番号62号を除く受理番号63号は議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、先にお諮りしたように議第6号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第6号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準第4条の規定による営農計画等の提出がありましたので、同基準第5条第1項の規定により認定の可否を求めるため委員会に付議します。

提出者は米沢市〇〇〇〇にお住まいの△△△△さんです。年齢は32歳で市外の非農家出身です。営農計画では水稻を作付し、主にJAに出荷及び道の駅やマルシェ等で販売をしていく計画となっております。研修としては、米沢市〇〇〇〇で営農している△△△△さんの手伝い等をしながら2年ほど指導を受けておりました。農地については、自宅近くの上郷地区で借受けする計画となっております。

なお、先日の農事相談にて、属地の第1ブロックにて面談を行っております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について、担当地域の委員から営農計画等に基づく面談結果の説明をお願いいたします。

10番 (遠藤伊一委員 挙手)

議 長 10番 遠藤伊一委員。

10番 10番遠藤です。ただいま事務局より新規就農者の認定について説明があったとおりであります。3月10日の農事相談に本人に来ていただいて面談をさせていただきました。本人は今現在、〇〇〇〇というところに住んでいるわけですが、出身が△△△△ということで、学生時代友達だった指導者の〇〇〇〇さんのもとで、2年ほど水稻栽培に取り組んで研修、勉強してきたというお話がありました。そういう体験の中から新規就農して米作りに挑戦をし、自分の目標としているものに向かって頑張っていきたいという旨のお話がありました。遊休農地等の土地の利用の方法を農業委員からもアドバイスしながら頑張ってくださいということをお話させていただきました。

以上でありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議 長 それでは、本件について意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、〇〇〇〇氏について新規就農者として認定することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 6 号の〇〇〇〇氏について、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準により新規就農者として認定することに決定をいたしました。

 次に、議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第 3 条第 1 項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

 受理番号 4 7 号から 5 0 号の計 4 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田 7 筆 1 0, 2 9 2. 0 0 m²、畑 1 筆 2 4 7. 0 0 m²、合計 8 筆 1 0, 5 3 9. 0 0 m²です。

 受理番号 4 7 号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他の贈与です。

 受理番号 4 8 号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための賃貸借です。

 受理番号 4 9 号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

 受理番号 5 0 号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

 以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

 それでは、受理番号 4 7 号から 5 0 号を上程いたします。

1 3 番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 1 3 番 古畑委員。

1 3 番 1 3 番 古畑です。4 7 号につきましてご説明申し上げます。申請人、土地の表示は記載のとおりでございます。2 月に〇〇〇〇さんとお話をしました。この土地は小野川田沢線の〇〇〇〇のほうに入ってくる橋がありますけれども、その橋を右に入っていったところが〇〇さんの元自宅でした。その

自宅を△△さんの娘さんたちが買い上げて居住しています。その関係で、この田2筆なのですが、△△さんの田の隣ということ、2筆で232㎡しかないということで贈与して、△△さんが豆もやしを作りたいということです。問題ないと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議 長

続いて、48号について。

10番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

10番 遠藤委員。

10番

10番 遠藤です。私から議第2号 48号についてご報告いたします。先ほど新規就農者でご承認いただきました〇〇〇〇さんが田を借りて就農するという案件であります。場所については大字木和田の地区になります。調査は3月2日に貸人の〇〇〇〇さんから、△△さんに貸すということでお話を伺ってきました。この〇〇さんの田の歩いて5分のところに△△さんが住居を借りているものですから、田の管理等については十二分にできるということでありますのでよろしくお願ひします。

議 長

続いて、49号。

9番

(高山吉典委員 挙手)

議 長

高山委員。

9番

9番 高山です。49号についてご報告します。申請人、土地の表示は記載のとおりです。2月25日に電話で確認いたしました。〇〇さんの父である亡くなられた△△さんが生前に、土地を買ってくれるように〇〇さんに頼んでいたことから、売買に至ります。△△さんは今後農業に従事するようではないということでしたので、許可相当と考えます。

ご審議お願ひいたします。

議 長

それでは50号について。

6番

(木村彰博委員 挙手)

議 長

6番 木村委員。

6番

6番の木村です。受理番号50号について調査結果をご報告いたします。農地を売買する申請です。申請人等必要事項につきましては議案書に記載のとおりです。場所は中田町で、平安の湯の南側にある道路の西に200メートルほど行ったところにあります。今回行政書士の△△さんと〇〇〇〇さんにお話を聞きました。申請地の農地は約半分くらい建売分譲となっており、残りを分筆して残ったところ、申請地の隣でわらび栽培をしている〇〇さんに△△さんが申請地の購入をお願いしたところ合意に至ったそうです。今後は〇〇さんがそこでわらび栽培をするということでした。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、ただいまの受理番号47号から50号について、意見並びに質

問はありませんか。

4 番 (佐藤政和委員 挙手)

議 長 4 番 佐藤委員。

4 番 佐藤です。48号ですけれども、私も農協の役員をしているという関係上、いろいろ新規就農者の中で頑張っているということで、皆さん頑張っておられますが、いろいろな営農のタイプがあると思います。この方は将来どういうタイプで営農していくかちょっと分かりませんが、〇〇さんが2町歩ぐらいあり、その半分の土地を借りるということで、将来残りの部分も営農の中に含めて借りるということで営農を進めるような土地利用型の営農スタイルを取っていくのかということでもちょっとお伺いしたいんですが、それについても地元の方々できちんとした支援をしていただかないと、△△さんだけの支援では大変ではないかなと思っております。第1ブロックの中で頑張るしかないというようなお話であったようですが、それだけでは今の農業に従事してやっていくというのはなかなか大変だと思います。営農の部分で頑張っている方々もおられますけれども、地元の既存の農家が支援をしていただいて、そして頑張っておられるということがあると思いますので、今の2つについて遠藤委員からお答えをいただきたいなと思います。

議 長 佐藤委員からただいまありますけれども、10番の遠藤委員。

10番 遠藤です。大変ご心配ありがとうございます。〇〇さんについては、意欲というものが感じられましたので、新規就農で頑張ってくださいという形で終わったわけではありますが、指導者の△△△△さんは大字木和田の中でも一番若い方で一番耕作面積があり、大字木和田というのはまとまりのある地区でありまして、草刈りをしろとか田植早く終わせとかいろいろ指導している方がたくさんおられる地区でその点は心配ないかなと思います。△△△△さんの田、今回、1町歩弱借りるわけではありますが、現在〇〇さんは2町歩くらい所有しているわけですが、新規就農で全てを貸すということに関しては、自分は全部貸してもいいんだという話はしますが、〇〇さんが△△さんとまだ2年ほどしか営農しておりませんので、全てを自分で管理するというには若干不安があったような感じがします。あと農機具も△△さんからのリースでやるということもありますので、自分の能力範囲内で今年度はこの面積で就農して頑張っていきたいということです。

あと販売については、いろいろ従来の稲作の栽培方法もあるとは思いますが、それなりの作り方も自分も勉強したいという中で、直売に販売をしたりあとJAのほうにも販売したり、この2つを目標として販売ルートをもっているようでありますので、今後もやはり△△さん一人だけでなく上郷地区全体で、この新規就農というものを支援していくと、農業委員、推進委員の

方もお話をしておりますので、皆も温かく見守っていただきたいと思っております。この方は大丈夫だと思いますので、よろしくお願いします。

4 番
議 長
4 番
議 長
全 委 員
議 長

(佐藤政和委員 挙手)

4 番 佐藤委員。

ではよろしくお願ひしたいと思ひます。

いいですか。それではほかにござひませんか。

なし。

ほかにないようでありますので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号33号から35号の計3件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田10筆 4, 845.00㎡、畑11筆 1, 546.00㎡、合計21筆 6, 391.00㎡です。

受理番号33号 渡人 ○○○○ 外1名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、宅地分譲の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号34号 渡人 ○○○○ 外1名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、太陽光発電施設の建設のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の2種農地です。

受理番号35号 渡人 ○○○○ 外1名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、建売分譲の造成のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の2種農地です。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果についての報告をお願いいたします。

それでは、受理番号33号から35号を上程いたします。33号。

1 2 番
議 長

(橋本政美委員 挙手)

12番 橋本委員。

1 2 番

1 2 番 橋本です。受理番号 3 3 号について調査結果を報告いたします。売買による申請地を分譲するための申請です。3 月 6 日に行政書士の〇〇さんに電話で確認を取り、現地調査しました。渡人、受人、地番、地目は議案書のとおりです。場所は山田鶏卵と厚生社さんの付近にあります。〇〇さんの実家の付属畑と△△さんの畑で作付はしておらず休耕していたようです。最近付近には住宅があり事前着工もなく問題ないと思われ、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

続いて 3 4 号。

9 番

(高山古典委員 挙手)

議 長

高山委員。

9 番

9 番 高山です。3 4 号についてご説明いたします。申請人、土地の表示等は記載のとおりです。3 月 3 日に申請代理人であります行政書士〇〇さんと電話でお話いたしました。問題はなく事前着工もなく許可相当と考えました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

続いて 3 5 号。

6 番

(木村彰博委員 挙手)

議 長

6 番 木村委員。

6 番

6 番の木村です。受理番号 3 5 号について、調査結果をご報告いたします。所有権を移転して農地を転用する申請です。申請人等必要事項につきましては、議案書に記載のとおりです。場所は中田町にある平安の湯の南側にある道路を西に 1 1 0 メートルほどのところにあります。今回、行政書士の△△さんにお話を聞きました。〇〇〇〇が農地を買って建売分譲する予定です。申請地の周辺は住宅地となっており、周辺の農地などに影響等はないと思いますし、事前着工もなく問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

それでは、ただいまの受理番号 3 3 号から 3 5 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号 3 3 号から 3 5 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 4 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

1 3 番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

古畑委員。

1 3 番 1 3 番 古畑です。私の案件がありますので、一時退席します。
(古畑功一委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号 3 号を上程いたします。
議案書の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 4 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。
受理番号 3 号の計 1 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ 1 筆 1, 1 1 8. 0 0 m²、合計も同様です。
受理番号 3 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。
なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、ただいまの受理番号 3 号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 4 号 農用地利用集積計画について、の受理番号 3 号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。
(古畑功一委員 入室)

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 宮崎委員。

5 番 5 番 宮崎です。続きまして、私の案件がございますので、一時退席させていただきます。
(宮崎雅文委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号 2 0 号を上程いたします。
議案の内容について事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 4 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進

法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号20号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ11筆 6, 745.00㎡、合計も同様です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、ただいまの受理番号20号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、の受理番号20号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(宮崎雅文委員 入室)

議 長

それでは、先の2件を除く受理番号1号から28号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任
議 長
須貝主任

(挙手)

須貝主任。

議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号3号及び20号を除く1号から28号の計26件です。内訳は売買による所有権移転が4件、新規の貸借権の設定が16件、貸借権の再設定が6件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田115筆 202, 558.89㎡、畑25筆 8, 477.00㎡、合計140筆 211, 035.89㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 渡人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 渡人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ

きましては記載のとおりです。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、借人、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定で

す。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、先の2件を除く受理番号1号から28号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、先の2件を除く受理番号1号から28号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請について、を議題といたします。議題の

内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査

(挙手)

議 長

宮原主査。

宮原主査

議第 5 号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第 4 条の規定による変更承認申請については、本日、申請者であります米沢市より農政課職員の出席がありますので、担当課の職員がご説明をいたします。

遠藤主事

(挙手)

議 長

遠藤主事。

遠藤主事

米沢市農政課の遠藤と申します。私からは、議第 5 号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第 4 条の規定による変更承認申請について、説明いたします。

米沢市特定農地貸付規定というものがございます。こちらは、米沢市農政課で運営している市民農園に関する規定となり、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律の第 3 条の規定により、米沢市農業委員会から承認を受けたものになります。今回は、この米沢市特定農地貸付規定の一部変更を求めるものになります。

まず、1 つ目の変更点ですが、貸付賃料、利用料の変更を行うものです。具体的には令和 7 年度から貸付賃料を 1, 0 0 0 円値上げし、5, 0 0 0 円から 6, 0 0 0 円に変更するものになります。過去には平成 2 7 年度、平成 3 1 年度どちらも 1, 0 0 0 円ずつ貸付賃料を値上げしております。

変更理由としましては、人口減少が進行しております本市において、中長期的に健全財政を維持していくためには賃料の改訂を行っていく必要がございいます。市民農園の運営につきましては、令和 6 年度利用料負担が約 4 割、持ち出しが約 6 割となっており、費用対効果の観点から賃料の見直しを検討する必要がございました。

令和 7 年度は利用料を 1, 0 0 0 円値上げさせていただき、利用料、持ち出しが共に 5 割となるような形で進めていきたいと考えております。昨今の人件費や物価上昇の影響もあり、委託料などの値上がりが見込まれるところではありますが、市民農園継続のため貸付賃料を変更するものになります。

次に 2 つ目の変更点ですが、所有者及び地目、農地面積が変更になります。

初めに所有者の変更についてになりますが、市内にはアルカディア市民農園、愛宕市民農園、皆川球場市民農園の 3 つの市民農園がありますが、愛宕市民農園に係る農地につきまして、相続に伴う所有者の変更がございました。当該農地につきまして、愛宕市民農園として利用させていただくことに関して既に所有者から同意をいただいておりますので、規定上の所有者も変更するものになります。

次に、地目の変更になります。当該農地につきましては、現況が畑となっておりますが、登記簿上の地目は原野となっております。このたび登記情報を改めて確認しましたところ、登記簿上の地目も畑に変更されておりましたので、規定上の地目も畑に変更するものになります。

最後に、農地面積の変更についてになります。実際に市民農園として利用する面積に変更はございませんが、このたび登記情報を確認しましたところ、登記簿上の面積、農地全体の面積が変更されておりましたので、規定上の農地面積を変更するものになります。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、議案書のとおり承認し、米沢市に通知することに決定いたしました。

次に、議第7号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原主査。

議第7号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、につきましては、去る3月4日開催の活動計画策定委員会でご確認いただき、先日の農事相談でも皆さんにご確認いただいたところです。

つきましては、この内容で公表及び県を經由して国へ報告することについて承認を得るため、委員会に付議いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

全 委 員
議 長

ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第7号について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、議第7号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について、を議題といたします。

なお、本件については、先日の農事相談において、ブロックごとに素案の検討がされておりますので、事務局からの議案の説明の後に第1ブロックか

ら順に検討結果について、代表者から報告をお願いいたします。

その後、協議会を開催して協議を行いたいと思いますが異議ありませんか。

全 委 員
議 長 異議なし。

根津補佐
議 長 異議がないので、そのように進めます。

根津補佐
議 長 それでは、議第 8 号について事務局の説明を求めます。

根津補佐 (挙手)

根津補佐 根津補佐。

議第 8 号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定により意見の提出のため、委員会に付議いたします。

意見書の内容につきましては、11 ページに記載のとおりでございます。

過去の定例総会の農業委員からの意見、農業者との意見交換会、農業委員、農地利用最適化推進委員からの意見を基に意見書を作成いたしました。

先日の農事相談の日に、各ブロックにお示しして協議、確認をいただいたところです。本日決定いただきましたならば、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定に基づきまして、市長に対しまして会長及び職務代理者、各ブロック長で提出を行います。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、第 1 ブロックから順に報告をお願いします。

1 0 番 (遠藤伊一委員 挙手)

議 長 10 番 遠藤委員。

1 0 番 10 番 遠藤です。農事相談のときに検討した結果を報告いたします。

訂正というのはなく予定どおりでいいわけではありますが、追加といたしまして、4 番の農業を取り巻く情勢における支援についての (4) 有害鳥獣についてであります。ずっと読んでいきますと、2 行目に猿の群れの移動を把握しとあり、猿のみの感じで有害鳥獣についてと受け止めるわけですが、イノシシとかニホンジカとかそういうのも今現在出てきているということも把握していることがありましたので、猿のほかにニホンジカ、あとイノシシをこの有害鳥獣に追加してもらいたいというお話がありますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

あとは、なかったようであります。

以上です。

議 長 それでは、第 2 ブロック。

1 3 番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 13 番 古畑委員。

1 3 番 古畑です。この間、農事相談のときにお諮りしましたがけれども、第 2 ブロ

議 長 ックでは、これでいいんじゃないかということでしたので報告します。
 1 4 番 それでは、第3ブロック。
 議 長 (佐藤利夫委員 挙手)
 1 4 番 1 4 番 佐藤利夫委員。
 1 4 番 佐藤です。第3ブロックでも第2ブロック同様、この案でよろしいということになりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。
 以上です。
 議 長 以上で各ブロックからの報告が終わりましたので、定例総会を暫時中止し、ただいまより開催の協議会にて農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出についての協議を行います。
 議 長 それでは、これより協議会へ移行いたします。
 (協議会)
 議 長 それでは、協議会を閉じ、ただいまから定例総会を再開いたします。
 (総会)
 議 長 議第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出については、協議会において事務局から提案のあったとおり決定し、米沢市長に対し意見書を提出することに異議ありませんか。
 全 委 員 異議なし。
 議 長 異議がないので、議第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について、は協議会において事務局から提案のあったとおり決定し、米沢市長に対し意見書を提出することにいたします。
 以上で、1の提出議題についての審議は終了いたしました。
 続いて、2のその他に移りますが、皆様から何かありませんか。
 全 委 員 なし。
 議 長 ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第20回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。
 閉 会 午前10時27分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年3月17日（月）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

山王堂 民榮

議事録署名委員

宮崎 雅文